

各報道機関 様

| | |
|------------|--|
| 発表日 | 令和6年2月19日 |
| 発信課 担当者 | 生活支援課臨時特別給付金担当 太田 良優 |
| 連絡先 | 電 話 0166-76-7426 |
| | F A X |
| | E-mail hikazei-kyufu@city.asahikawa.lg.jp |

| | |
|---------------------------------------|---|
| 分 類 | イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (該当する分類を囲むこと。) |
| 日 程 | 令和6年2月28日 ~ 令和6年7月31日 |
| 発表項目 (行事名) | 令和5年度旭川市低所得世帯子ども加算金の支給スケジュール等について |
| 概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。) | 令和5年度旭川市低所得世帯子ども加算金支給事業を実施いたしますので、報道方よろしくお願ひいたします。 詳細については別紙のとおりです。 |
| 添付資料 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 概要 (趣旨・受付期間・場所等) (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。 |
| 報道(取材)に当たってのお願い | 情報の公開は令和6年2月26日の議決後にお願いします。 |
| 備 考 | |

令和5年度旭川市低所得世帯子ども加算金の支給スケジュール等について

1 支給対象者

次のすべてに該当する世帯のうち、2の支給対象児童(1)～(3)に該当する児童と同一世帯の世帯主。

- (1) 令和5年12月1日(以下「基準日」という。)時点で旭川市に住民登録がある
- (2) 世帯の全員が令和5年度分の住民税が「非課税者もしくは、均等割のみ課税者」である
- (3) 世帯の中に住民税課税者から税法上の扶養を受けていない方が1名以上いる
- (4) 世帯の中に租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいない
- (5) 世帯の中に住民税が課税となる所得があるのに未申告である方がいない

2 支給対象児童

- (1) 基準日時点で世帯主と同一世帯である平成17年4月2日から令和5年12月1日までに出生した児童
- (2) 令和5年12月2日から令和6年4月1日までに出生した児童
- (3) 基準日時点で支給対象者(世帯主)の世帯員ではなく、児童のみ(兄弟姉妹含む)で寮などに入っているが、支給対象者と生計が同一である児童
※住民票の異動をせずに、施設等(里親への委託含む)へ措置入所している児童は対象となりません。

3 支給金額

対象児童1人当たり5万円(1回限り)

4 申請方法と支給時期

(1) 通知書(ハガキ)による支給

令和5年度旭川市物価高騰重点支援給付金(7万円)の受給世帯(約3,000世帯)に対しては、令和6年3月1日に「通知書(ハガキ)」を発送予定です。市で把握している確認対象児童に相違がない場合は手続き不要であり、3月25日(予定)に市が把握している口座に支給します。

(2) 確認書による申請

支給対象となる可能性の高い世帯のうち、(1)以外の世帯(約600世帯)に対しては、3月1日に「確認書」を発送予定です。対象児童を確認の上、返送してください。なお、「確認書」の発送後に出生した児童分については、別途「確認書」を発送予定です。

※お急ぎの方へ

(3) オンライン等による申請

特段の事情により給付をお急ぎの世帯は、2月28日(水)から市ホームページによる「オンラインによる申請」「ダウンロードによる申請」を受け付けます。本人確認書類などの添付が必要になります。

(4) 窓口での申請

オンラインやダウンロード申請も困難な方は窓口での申請をお受けします。本人確認書類などの提出が必要になります。

5 申請期限

令和6年7月31日(水)まで(※当日消印有効)

※提出が遅れた場合は受付できなくなりますので、ご注意ください。

6 支給時期

申請書等を受理した日から2～3週間程度で指定の口座に振り込まれる予定です。ただし、申請書等に不備がある場合はこの限りではありません。

7 特別な事情がある世帯等

以下のいずれかに該当し、平成17年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた児童がいる世帯の世帯主又は世帯主となる見込みの方は支給対象となる場合があります。

- (1) DV被害等の事情により、基準日時点で住民票上の住所と居住実態が異なり、旭川市内に避難されている方
- (2) 基準日時点で離婚協議中であり、実質離婚状態にある方
- (3) 基準日後に離婚された方

※申請には証明書等の提出が必要となる場合があります。該当になると思われる方は、旭川市臨時特別給付金専用ダイヤル（76-7415）へお問い合わせください。

8 受付窓口

受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで（平日のみ）

〒070-8525

旭川市5条通9丁目左1号 ベストアメニティ旭川ビル1階

旭川市臨時特別給付金専用ダイヤル（76-7415）